

市内介護サービス関係事業所 様

保健福祉部介護保険課長 大志田 佳子

**新型コロナウイルス感染症対策のためのモニタリング及びサービス担当者会議
等の臨時的取扱いについて（通知）**

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

1 居宅介護支援

(1) サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

(2) モニタリング

モニタリングを行う際、利用者から新型コロナウイルス感染症の対策として、居宅への訪問を拒否された場合などのほか、感染症拡大防止のために事業所の判断により、利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問し面接をしない場合であっても、特段の事情に該当するものとして扱い、運営基準減算の対象とはしない。

なお、この場合は、電話等での聞き取りなどの代替措置を講じ、利用者の状況把握に努めるとともに、モニタリングの方法及び結果を居宅介護支援経過等に記録することが必要となる。

2 介護予防支援

(1) サービス担当者会議

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

(2) モニタリング

モニタリングを行う際、利用者から新型コロナウイルス感染症の対策として、居宅への訪問を拒否された場合などのほか、感染症拡大防止のために事業所の判断により、利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問し面接をしない場合であっても、特段の事情に該当するものとして扱い、運営基準減算の対象とはしない。

なお、この場合は、電話等での聞き取りなどの代替措置を講じ、利用者の状況把握に努めるとともに、モニタリングの方法及び結果を居宅介護支援経過等に記録することが必要となる。

3 対象期間

この臨時的取扱いは、新型コロナウイルス感染症の対応のためのものであり、今後の状況に応じて終了するものとします。終了の時期については、市のホームページでお知らせします。

【担当】

介護保険課給付係

Tel : 019-626-7561 (ダイヤルイン)